

齋藤食品工業（株）に係るJAS法違反（原料原産地の偽装表示）について

1 事案の概要

(1) 経過

農林水産省東北農政局山形農政事務所から、最上管内の業者に係るJAS法違反の疑い事案の情報提供があり、農林水産省東北農政局山形農政事務所、(独)農林水産省消費安全技術センター仙台センター及び県の3者が、合同で調査を行ってきた。

一連の調査の結果、4月17日までに、平成20年4月から21年3月末までの不適正な表示（主にロシア産わらびを国産又は山形県産と表示）を行った製品の種類と総重量を確認した。

(2) 齋藤食品工業株式会社（最上郡戸沢村、代表取締役社長 齋藤 淳） ア製品；①わらび水煮、②ふき水煮、③たけのこ水煮、④ぜんまい水煮、

⑤なめこ水煮、⑥山菜ミックス水煮の6種類、268製品
イ販売総重量；約336トン

(3) 関連業者（齋藤食品工業株式会社から製造委託を受け、以下の量を納品しているため、販売重量は（2）の内数）

・青山食品（最上郡真室川町 代表 青山鉄太郎）
ア製品；①、②、③、⑤、⑥の5種類、32製品
イ販売総重量；約33トン

・安西食品有限会社（最上郡最上町 代表取締役 安西正洋）
ア製品；①、②、③、④、⑥の5種類、69製品
イ販売総重量；約111トン

2 本県の今後の対応

(1) JAS法に基づき不適正な表示の改善を指示

本日中に上記3社に指示書を手交し、この旨を公表

(2) 県内における山菜加工の実態把握及び適正表示の普及啓発、指導

(3) 市町村及びハローワーク、商工会議所等地域経済団体など関係機関と連携し、就職相談や職業訓練など離職者の再就職支援

以上